

令和7年 (第4回定例会)

総務企画消防委員会 会議録

令和7年12月8日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和7年12月8日(月)

開議 午前10時00分

閉議 午前11時11分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	三重 忠昭	委員	山本 一成
委員	黒木 愛一郎	委員	安部 一郎
委員	日名子 敦子	委員	重松 康宏
委員	中村 悟		

○欠席委員(1名)

副委員長 谷口 和美

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部	竹元 徹	企画戦略部長	安部 政信
消防長	浜崎 仁孝	総務部次長兼 総務課長	行部 さと子
総務部次長	末田 信也	消防本部次長兼 総務課長	永路 尚道
職員課長	河野 幸夫	職員課参事	水流 研一
政策企画課長	清末 妙	政策企画課参事	芝尾 裕子
財政課長	河野 文彦	選挙管理委員会事務 局長(監査事務局長 併任)	若杉 篤
予防課長	此本 康秀		

○議会事務局出席者

次長兼課長 中 村 賢 一 郎 課長補佐 尾 崎 美 由 紀
 事 務 員 尾 割 春 晃

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第98号	令和7年度別府市一般会計補正予算(第4号)関係部分	全員一致による 原案可決
議第99号	令和7年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	全員一致による 原案可決
議第100号	令和7年度地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)	全員一致による 原案可決
議第101号	令和7年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第2 号)関係部分	全員一致による 原案可決
議第103号	別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長 におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正 について	全員一致による 原案可決
議第104号	特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改 正について	全員一致による 原案可決
議第105号	別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第106号	住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制 定について	全員一致による 原案可決
議第116号	別府市火災予防条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第117号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第126号	他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に 供させることに関する協議について	全員一致による 原案可決
議第128号	字の区域及びその名称の変更について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和7年12月8日

総務企画消防委員会

委員長 三重 忠 昭

○開議：10時00分

○三重委員長

ただいまから総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第98号令和7年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分ほか11件であります。

審査は、お手元に配付している議案審査順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

初めに、消防本部関係議案の審査を行います。

議第116号別府市火災予防条例の一部改正について当局から説明願います。

○浜崎消防長

それでは、本定例会に提出をさせていただいております議第116号別府市火災予防条例の一部改正について、担当課長のほうから御説明をさせていただきますので、御審査のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

○此本消防本部予防課長

議第116号の事件議案について御説明を申し上げます。

議第116号別府市火災予防条例の一部改正につきましては、議案書の42ページをお開きください。

第29条の火災に関する警報の発令中における火の使用制限に関する事項、第29条の8、第29条の9の林野火災の予防に関する事項及び第45条の火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項について、火災予防上、必要な措置の見直しがされたことに伴い、別府市火災予防条例を改正します。

まず、1つ目の火災に関する警報の発令中における火の使用制限に関する事項ですが、第29条に定められている火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定しているものでございます。その旨を明確にするため、第29条に定められている火災に関する警報に消防法第22条第3項に規定するものであることを定めるものでございます。

また、同条第7号を削るは、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る窓や出入口など閉鎖の制限について、火を使用する設備・器具の従前からの変化を踏まえ、第29条第1項第7号の屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うことを削るものでございます。

次に、2つ目の林野火災の予防に関する事項です。議案書では、下段の第29条8からとなります。

本年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、総務省消防庁では、消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとししました。そのため、気象の状況が林野火災の予防上必要を要すると認める時は、林野火災に関する注意報を発することができることを第29条の8第1項に定めるものでございます。

また、別に定める別府市火災予防規則の基準により、林野火災発生の危険性が高いとされている1月から5月の間、少雨の状況が継続または数日間降雨がなく、気象台から乾燥注意報が発表された場合に林野火災に関する注意報を発令し、第29条の8第2項で注意喚起を

行います。

議案書の43ページをお開きください。第29条の8第3項は、林野火災に関する注意報の対象となる区域を指定することを定めるものでございます。

第29条の9は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発令するときは、対象となる区域を指定できることを定めるものでございます。

なお、林野火災発生危険性を勘案し、別に定める別府市火災予防規則の基準により林野火災に関する注意報発令中に、強風注意報が発表されれば、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発令し、第29条第1項各号に定めている火入れやたき火など、火の使用制限を行うものでございます。

最後となりますが、3つ目の火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為等の届出に関する事項は、第45条第1項第1号に、たき火を定め、火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為にたき火が含まれていることを明確にするものでございます。

また、第45条第1項各号に定めている火入れやたき火の届出の対象となる期間や区域を指定できることを、第45条第2項に定めるものでございます。

以上をもちまして、消防本部関係部分の説明を終わらせていただきます。

何とぞ御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○中村委員

この注意報は、権限は市長にあるのかが一つと、注意報の期間とどの区域に出すかというところは、市長と消防長の両方に権限があるという見解でよろしかったでしょうか。

○此本消防本部予防課長

区域、期間については、別に定める火災予防条例規則に定めるものでございます。基本的には市長が定めるところになります。区域については、定めることができますが、別府市としては、市内全域としております。期間については、林野火災の発生が高いとされている1月から5月の期間としております。

○日名子委員

今の発令の件で、例えば乾燥注意報出ていますというのは、私たちはテレビの天気予報とかで知りますが、市長がそういうふうにした場合、市民の皆様にもどのように周知して、知ることができるのでしょうか。

○此本消防本部予防課長

林野火災に関する注意報を発令する時には、先ほど言いました、前3日間の降水量が1ミリ以下、あとは前30日間の降水量が30ミリ以下となります。前3日間の降水量が1ミリ未満の際に乾燥注意報が発表された場合に、林野火災に関する注意報が発令されます。皆様方への周知になるのですが、周知につきましては、年間約260件、火入れであったり、たき火であったり届出が出てきております。その届出が出た際に、注意喚起を行うものでございます。

○日名子委員

届け出た方に、今こういう状態ですので気をつけてくださいねとお知らせするという事ですか。

○此本消防本部予防課長

別府市内、火入れであったりたき火であったり、屋外で火を使用する際には届出を求めています。届出が出た際に、そういった林野火災の注意報が発令されていることをお伝えし、注意喚起を促すものです。

○日名子委員

市民の皆さんにというわけではなく、火を使う方に特に注意してくださいということでお知らせをするという理解でよろしいですか。

○此本消防本部予防課長

そのとおりです。

○中村委員

条中の文言にたき火を含めるように新しくなったということで、たき火といえばキャンプでよくすると思います。別府市内だと志高湖キャンプ場とか考えられますが、ああいうところでたき火をする際もそれは警報されるということですか。

○此本消防本部予防課長

今言われたキャンプ場でのたき火はそれに該当いたします。

○中村委員

ということは、もう1月から5月の間、雨が少なくてかそういう条件が揃えば、キャンプ場でたき火ができないということになりますか。

○浜崎消防長

火災予防に関する注意報、これについては、いわゆるそういう気象状態であるので、皆さん、火の取り扱いに気をつけてくださいねというような形で、これは努力義務という形になりますので、十分気をつけてやってくださいという形でお伝えすることになります。そして警報のほうになりますと、これは義務となりますので、これはもともとある火災警報に準じたものになりますので罰則がございます。

今、委員の言われたように、キャンプ場でやりますよという連絡いただいたときには、こういう気象状況で注意報が出ていますので十分気をつけてやってくださいねというような形で注意喚起をします。

ですから、強制的にやめてくださいというようなものではないです、注意報に関しては、警報が出れば、当然これはもうやめてくださいともう言えますので、警報の前の前段に出すものが注意報ということになります。

○重松委員

たき火や火入れをする際に届出をしないといけないということを知らない人もいます。そういう方に対してはそういう周知というのはどういう方法をされているのですか。

○此本消防本部予防課長

今回条例を定めますので、今後、別府市消防本部ホームページであったり市報であったり、市民、皆様方に広く周知をしていきたいと考えております。

○重松委員

その周知は是非、行っていただきたいですけども、周知不足というか、仮に警報が出た時に本人は知らなかったということであっても、その届出しなければ罰則を与えることになるということになりますか。

○浜崎消防長

発煙行為、これは従前より別府市火災予防条例の第45条で定めておまして、そういう火災とまぎらわしい煙を発する時は、当然、もともと届出が必要です。これに関しては、以前よりホームページとかいろんな市報とかを使いまして、周知をしているところなんですけども、万が一、そういう届出の義務を知らない方が、火をつけて燃やしていたという時には、例えば市民や観光客の方から、これが、火事ではないですかというような問い合わせがあることがあります。その際には、今、大分県の指令センターが大分市のほうで一括してやっていますので、そちらのほうに通報が入って、火災の可能性があるという形で調査出動をするような形になりますので、ぜひとも、届出をしっかりとやっていただきたいと思います。

届出については、もう従前より広く皆さんにお知らせしていますので、今回の注意報や警報にも併せて、また広報をやりたいと思っています。

○黒木委員

林野火災じゃないけど、今、モバイルバッテリー、昨日も大分空港で発火してという問題になって、消防署からこの12月、夜警に回っていくじゃない。私たちもやはり自治会でそういうバッテリーの危険性も声かけながら、やっていってもらえればありがたいなど。12月、寒い時期というのは、乾燥して風も強くなり、やっぱり大火になりかねない。市民の人たちも気をつけますけども、消防署のほうとして、やはりそういうことにも声かけて、また1番は隊員、消防団員の安全・安心、くれぐれも体気をつけるように署員たちに徹底した安全・安心ということで回って、市民の方を守っていただければありがたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○三重委員長

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第116号別府市火災予防条例の一部改正について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって議第116号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、消防本部関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10 時 15 分

(再開) 10 時 15 分

○三重委員長

再開いたします。

次に、総務課関係議案の審査を行います。

議第 117 号指定管理者の指定について、当局から説明願います。

○竹元総務部長

総務部から提出しております議案は、予算関係議案が議第 98 号から議第 101 号までの令和 7 年度別府市一般会計及び特別会計補正予算職員課関係部分と、条例に係るものとしたしまして、総務課関係議案が議第 117 号、職員課関係議案が議第 104 号及び 105 号の合計 7 議案となっております。

初めに議第 117 号、総務課関係議案につきまして、総務部次長兼総務課長から御説明をさせていただきます。何とぞ御審議のほど、どうぞよろしく願います。

○行部総務部次長兼総務課長

総務課長の行部です。よろしく願います。

それでは、議第 117 号指定管理の指定について説明いたします。議案書のほうは 44 ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものとなっております。対象となります別府市内竈コミュニティセンター及び別府市内竈多目的広場は、敷地面積 4,602.77 平方メートル、延床面積 197 平方メートルの平家建てで、多目的ホールや研修室などがあり一時避難所として指定されております。

この施設は、市有地を売却する際に、中間使用権の無償放棄の対象施設として建設されたことから、平成 8 年の建設当初から地域住民の福祉向上を図るために、地元の内竈自治会が管理運営を行っており、平成 18 年度からは、形態を指定管理者制度に移行して管理運営を行っております。

今回指定期間が満了することから、別府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき審査した結果、平成 18 年から現在に至るまで、全般的に健全な管理運営がなされており、自治会の文化活動や体育活動など、地域住民を中心に広く利用されていること。また、一時避難所に指定されていることにつきましても、地元の亀川小学校等の避難訓練にも利用され、緊急時には地元の協力が得られることなど、設置目的であります地域振興や住民福祉の向上が一定程度図れると判断し、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間に内竈自治会に指定しようとするものです。

指定するにあたり、指定管理料につきましては、市からの支出はなく、利用料金と自治会の運営費で管理運営を行っていただきます。

なお、別府市公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会からは、指定管理候補者選定方法等の妥当性につきまして、選定方法は非公募とし、指定管理候補者は、内竈自治会とするとの答申をいただいております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

○三重委員長

以上で、当局の説明は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑のある方は御発言をお願いします。

○安部委員

事前の聞き取りで、一応理解はしていますが、平成18年から指定管理されて、収支決算書が存在していなかったの、今後はどのようにしていくか。改めて説明してください。

○行部総務部次長兼総務課長

お答えいたします。収支決算書につきましては、今まで、自治会からの決算報告により確認しておりましたが、議員からの御指摘のとおり、自治会で作成しました様式により確認しておりましたので、今後は、ガイドラインで示されている標準例に沿って提出していただくよう指導してまいりたいと考えております。

○安部委員

それと、契約時に法人の経営状況とかを示す書類があります。貸借対照表や損益計算書とか。そういうのも必ず提出してチェックしていただきたいということと、事前に質問したのですが、最近の指定管理の契約を見ると、災害時におけるケア、大体8割方が指揮命令系統、この公民館の使用権限は誰にあるかとか、どういう形で使うとかというのがありますが、それはどのようにしているかということとあわせて、個人情報の想定についても、最近契約が結ばれていることが多いようです。その2点お伺いしたいです。

○行部総務部次長兼総務課長

まず災害時における使用権限ですけれども、現時点で協定等決まったようなことは結んでいない状況であります。災害が起こった時には、常に迅速に連絡を取り合っ、こういうことが起こっている。こうしてくださいというような連絡は取り合っております。

今後につきましては、他の自治会の公民館も一時避難所に指定されているところもありますので、全体的な方針を検討する中で、必要に応じた対応をしていきたいというふうに考えております。

個人情報のことにつきましては、協定時には個人情報については、当然のことですが十分注意するようにというところに入っておりますので、そのとおりにまたしていきたいと思っております。

○安部委員

よろしくをお願いします。

○日名子委員

議第117号は、内竈コミュニティセンターの指定管理者で、議題118号と似たように各自治会が指定管理物になっていますが、所管はどちらになりますか。

○行部総務部次長兼総務課長

こちらは社会教育課のほうになります。

○日名子委員
分かりました。

○三重委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 117 号指定管理者の指定について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 117 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10 時 24 分

(再開) 10 時 24 分

○三重委員長

再開いたします。

次に、職員課関係議案の審査を行います。

議第 98 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算(第 4 号)職員課関係部分、議第 99 号令和 7 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、議第 100 号令和 7 年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第 1 号)、議第 101 号令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)職員課関係部分、議第 104 号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について及び議第 105 号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について、以上 6 件を一括して説明願います。

○竹元総務部長

それでは、議第 98 号から議第 101 号までの予算関係議案職員課関係部分と条例に係るものとしたしまして議第 104 号及び議第 105 号職員課関係議案につきまして職員課長から御説明申し上げます。

何とぞ御審議のほど、どうぞよろしく願います。

○河野職員課長

職員課の河野です。よろしく願います。お配りした資料に沿って説明させていただきたいと思っております。

初めに、議題 98 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算(第 4 号)から議第 101 号令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)における人件費関係部分について、お配りした資料に一括して御説明いたします。

まず今回の補正予算ですが、主なものは、今年度の大分県人事委員会勧告に準じた給料及び期末手当、勤勉手当を改定することに伴う増額であり、給料及びボーナスともに昨年に続いての引き上げ勧告となっております。

給与については、民間給与との格差を埋めるため、特に若年層に重点を置きつつ、その他

の職員についても昨年を上回る改定となっており、給与表において大卒初任給を1万2,100円引き上げ、月例給の平均改定率は全体で3.06%、1万1,058円となっております。また、ボーナスについては0.05月分引き上げ、4.65月分となっております。

では、補正予算の内容について、一般会計と特別会計を合計した数字で説明いたします。

まず、職員人件費についてです。表の上段部分を御覧ください。給料につきましては、一般会計2億2,454万2,000円の増額と特別会計364万円の増額により、合計で2億2,818万2,000円の増額となっております。主な理由としては、大分県人事委員会勧告に伴う増額が1億2,453万1,000円、育休職員の代替として配置した臨時的任用職員等に伴う増額分が3,243万円、再任用新採用職員の給料格付差異分が1,408万円、その他職務職責に応じた職階体制の見直しなどによるものです。

続きまして、職員手当につきましては、合計で9,530万3,000円の増額です。主な要因は、大分県人事委員会勧告に準じた期末勤勉手当が0.05月分増えることにより6,899万8,000円分の増額分などによるものです。

続きまして、共済費については合計で3,967万2,000円の増額です。主な要因は、こちらでも大分県人事委員会勧告に係る給料と期末勤勉手当の増額に伴う共済費負担金分の増額となっております。

続きまして、報酬費についてですが、これは会計年度任用職員の報酬の補正です。合計で3,907万7,000円の増額となっており、各課の欠員補充などに伴い、会計年度任用職員を配置したことによるものです。

続きまして、費用弁償につきましては、556万3,000円の減額です。こちらは会計年度任用職員の通勤に対する費用弁償です。実績見込みによる差異差額であります。以上が職員人件費に係る補正予算の内容です。

続きまして、事件議案の説明をいたします。

まず、議第104号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてです。議案書の3ページからになります。

特別職である市長、副市長、教育長、競輪事業管理者及び別府市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるものです。

別府市においては、国の特別職に準じて支給率を改定しています。具体的には現行の支給率3.45月から3.5月へ0.05月分の引上げを行うとするものです。なお、令和7年度の12月期に0.05月分増やして1.775月分とし、令和8年度は6月期と12月期ともに、1.75月と平準化して合計3.5月とするものです。

次に議第105号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について説明いたします。議案書の6ページから16ページまでです。

主な改正点は、先ほど予算議案の職員人件費で説明しました大分県人事委員会の勧告に基づき、一般職の給料表及び期末勤勉手当の支給率を改定しようとするものです。この改正につきましては、給料表は令和7年4月1日から、期末勤勉手当は令和7年12月1日から適用するものです。

以上、簡単ではございますが職員課関係部分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○重松委員

特別会計が軒並み減額というかマイナスになっていますが、給与とかが増えたにもかかわらずこのようにマイナスになっているのはどういう要因ですか。

○河野職員課長

減額分の理由は、育児休業取得者による職員が減ったことや、会計年度任用職員の配置人数の減などによるものです。

○三重委員長

ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 98 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）職員課関係部分について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって議第 98 号職員課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第 99 号令和 7 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって議第 99 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第 100 号令和 7 年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって議第 100 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第 101 号令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）職員課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 101 号職員課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第 104 号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 104 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第 105 号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって議第 105 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、職員関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

(休憩) 10 時 35 分

(再開) 10 時 35 分

○三重委員長

再開いたします。

次に、政策企画課関係議案の審査を行います。

議第 98 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）政策企画課関係部分、議第 106 号住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第 126 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について及び議第 128 号字の区域及びその名称の変更について、以上 4 件を一括して説明願います。

○安部企画戦略部長

企画戦略部が提出しました議案について御説明いたします。

企画戦略部におきましては、議第 98 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分、議第 106 号、議第 126 号、議第 128 号の 4 議案を提出させていただいております。

それでは最初に政策企画課長から関係部分の説明をさせていただきますので御審議のほどよろしく願います。

○清末政策企画課長

それでは、政策企画課関係 4 議案について御説明いたします。

初めに、議第 98 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）政策企画課関係部分について説明いたします。補正予算書の 15 ページを御覧ください。

歳入では、湯のまち別府ふるさと応援寄附金の追加額として、1 億 9,183 万 9,000 円を計上しています。こちらは、全国的なふるさと納税の利用拡大及び宿泊関係の寄附額が増加し、湯のまち別府ふるさと応援寄附金が当初予算額より多く見込まれることに伴い計上するものです。

次に、歳出の説明をいたします。補正予算書の 20 ページを御覧ください。

事業コード 1279 湯のまち別府ふるさと応援寄附金に要する経費の追加額として、9,328 万 8,000 円を計上しています。内訳は、手数料が 8,028 万 7,000 円、包括代行業務等委託料が 1,300 万 1,000 円で、湯のまち別府ふるさと応援寄附金の増加に伴い、手数料につきましては、サイトの利用やクレジットカード決済などに係る手数料の見込額、委託料につきましては、寄附の受付から返礼品の配送までの一連の業務を含む包括代行業務等委託料の見込みが当初予算額を上回ったことにより、経費の追加額を計上するものです。以上で、補正予算についての説明を終わります。

次に議第 106 号住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。議案書の 17 から 20 ページをお開きください。

昨年度議決をいただき、令和 8 年 1 月 10 日に実施する住居表示に伴い、別府市立南立石小学校等対象地域内にある公の施設の位置及び水道事業の給水区域の表記並びに別府市南立石 2 区集会所の名称を改めるため、関係条例を整備するための条例を制定しようとするものです。

次に議第 126 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について説明いたします。議案書の 54 ページをお開きください。

地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、協議により、大分都市広域圏を構成する大分市が設置する大分市南部スポーツ交流広場を本市の住民の利用に供させることについて同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に議第 128 号字の区域及びその名称の変更について説明いたします。新町名とその読み方を示した一覧表を追加資料として配付をさせていただいております。議案書の 57 から 81 ページを御覧ください。

令和 7 年第 3 回市議会定例会において、住居表示を実施する市街地の区域及び当該地区における住居表示の方法について議決をいただきました通称馬場、火売、北中、鉄輪東、北鉄輪、鉄輪上、井田、風呂本、御幸、山家、浦田、浜脇 2 丁目 2 区の 12 町において、字の区域及びその名称を変更することについて、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。この 12 町について、58 ページから 69 ページの別図 1 で示す現在の大字の区域及びその名称を、70 ページから 81 ページの別図 2 で示す変更後の町の区域及びその名称にそれぞれ変更しようとするものです。

また、先ほどお配りしました資料の新たな町名とその読み方は、地域からの要望書に基づいて定めたものになります。

以上で、政策企画課提出の 4 議案について説明を終わります。

何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○日名子委員

ふるさと納税、応援寄附金についてですけれども、今、様々なサイトがあって、皆様、御寄附いただいていると思いますが、全体の例えば人気ランキングみたいなのは、どこかに出ているのでしょうか。

○安部企画戦略部長

窓口としては 13 設けております。公表はしてないのですが、1 番人気なのはふるなびです。そのあと楽天という順です。

○日名子委員

皆様が、例えば物だったり、体験だったり、いろいろなことでふるさと納税を御利用になっていると思います。その商品というかそういうランキングみたいなのが各サイトに出ているのか、それとも何か公表どこかでされているのか。

○安部企画戦略部長

公表はしておりませんが、一応集計はしております。ちなみに宿泊関係、宿泊補助ですね、それが 1 番で、2 番が入浴剤です。去年はしいたけでしたが、入浴剤が 2 位。3 番がしいたけという、そういう順番になっております。

○日名子委員

それは市が統計取っているのですか。それともどこかサイトが一緒になって統計取るような仕組みがありますか。

○安部企画戦略部長

この集計はそれぞれのポータルの窓口からの集計で、別府市のほうで集計をしているものです。

○日名子委員

公表してないということですけど、別府ならではの観光と特産物というのがやはり例年ランキング上位ということで理解してよろしいですか。

○安部企画戦略部長

例年、宿泊関係、宿泊補助が1番です。それと先ほど申しましたいたけやしょうゆとか、地産の当然、返礼品ですので別府市産の物になりますが、そういったものが上位を占めています。

○重松委員

今回、湯のまち別府ふるさと応援基金のほうに1億9,000万円余りを積み立てるということで、まず、この応援基金というのはどのぐらいの残高があるか。あとは、こういった使い道をされているのか。直近で例えば具体的にこういうふうに使いましたということが分かれば教えていただけたらなど。

○安部企画戦略部長

これは積み立てて、翌年度にその積み立てた額を確定して実施します。ですので、令和6年度分を積み立てて令和7年度分の事業に充てていますが、まだ執行中ですので、令和6年度分に実施した事業を申しますと、観光、別府の魅力を活かす観光資源、温泉、都市環境等の整備、観光振興です。これが5億1,100万円、子どもの健全育成が1億8,300万円、あと子ども医療助成1億8,400万円、これはもうホームページのほうで公開する資料になっております。毎年公開させていただいております。

○重松委員

そしたらもう毎年積み立てるってことじゃなくても、基本的にゼロにしてまた新たにというか毎年使い切るということですか。

○安部企画戦略部長

基本的には積み立てて翌年度に全て事業に充てますが、どうしても寄附者の意向と、意向の事業が足りなくて残る場合もあります。そのときは留保して、翌年度に使うようなことにし、翌々年度に使うような形。令和6年度末残高で言いますと、先ほど回答漏れていたのですが、10億2,300万円の基金残高があります。それを本年、令和7年度に使った。充てているという形をとります。

○安部委員

住居表示の件ですけど、名寄せという作業が、本籍地とそれと通称住所との照合、今、照

らし合わせていると聞いていますが、今何割ぐらい残っていて、どのぐらい進捗状況か、分かれば教えてほしいのですが。

○清末政策企画課長

令和7年度、今実施をしているところですが、来月10日付けで実施をいたします。それが終わりましたら世帯数ベースで75.5%実施済みという形になります。

今回議案でかけさせていただいてます鉄輪地区を中心とした地区、来年度実施予定しておりますが、そちらが終わると、またちょっと世帯数の多少動きがありますけれども、約84.2%終わる予定になっております。

○中村委員

議第126号で2点質問がございまして、今、公共施設の相互利用が進んでいますが、例えば、今回とは別に、別府市内の施設を他市の住民の利用に供させる場合、別府市内のどの施設をそういうふうに想定しているのか。この他市の利用にしても。もう今、している施設もあるでしょうし、今からしようとしている施設もあると思いますが、どこまでの公共施設を他市の利用の施設の対象として、利用の対象として想定しているのかということと、

別府市の公共施設を他市の住民の利用に供させる場合に、別府市民と他市の住民の違いと、ここで言うと、例えば減免措置とか、別府市減免措置は公共施設を利用する場合には条件付きであると思いますが、そういうのはその他市でも適用されるのか。あと混雑時に、議案質疑であったかもしれないのですが、混雑時に他市と別府市民で違いを設けるのかという。別府市民があまり困らないように使うように設定されているのかということとをちょっと2点お聞きしたいと思います。

○安部企画戦略部長

基本的には、大分都市広域での公の施設については、ほぼ全ての施設を相互利用できるものについて協定を結んで、協議をして相互利用できるように今、しているような状況になります。

それと、減免については、それぞれ施設によって違います。他の自治体もそれぞれの施設によってその設置目的が違うので、減免措置も違うような形になると思います。ですが、基本的には、減免については、市民が供用した場合を想定して、規則条例というのはつくっておりますので、基本的には市民対象ということになっております。

それと以前も御指摘いただいた混雑の場合、その場合については、当然市民と違う別途料金、差別料金を設けているところもあります。以前、御指摘していただいでどれぐらいの混雑あるのかというのが調査を施設課のほうでしておりますので、その結果を見て、そういう混雑が生じているところはどうするかというような対応を考えていきたいと思っております。

○安部委員

今の関連質問で、議案質疑のほうで確か差別化を図るといのか優先順位をつけるみたいなこと言っていましたけど、システム上優先順位つけにくいのではないかと思います、その辺はどのようにお考えですか。

○安部企画戦略部長

議案質疑で答弁したのは、共通の予約のシステムがあります。それによって市民が優先するように、仕組みになってます。

○安部委員

なってるんですね。

○安部企画戦略部長

はい。そこで差別化ですね。

○山本委員

ふるさと納税の件でもう少し詳しく。総額いくら別府市入って、返礼品などの経費がどのくらいかかっているのか。

○安部企画戦略部長

今回の補正案を入れた見込みで言いますと、12億3,600万円程度の収入になる見込みです。これは寄附を受ける額です。それで別府市民がよそにしているものもあります。それが2億6,900万円程度見込まれております。それで返礼品とかの経費が6億400万円程度。差引きで、プラス純粋な別府市の収入としては、純粋に3億6,300万円程度のプラスという形になります。

○山本委員

12億円入って3億円の収支。

○安部企画戦略部長

そうです。

○山本委員

返礼品などの経費は決まっている。

○安部企画戦略部長

寄附の争奪競争にならないように総務省のほうから基準が示されておりまして、寄附額の5割以内というふうになっておりますので、その範囲内で経費を計上しております。

○山本委員

システムが今年変わったかと思う。別にふるなびなどのサイトを通さなくて良いのでは。

○安部企画戦略部長

9月末で変わったのが、今までポイントが付いていたのが、ポイントが付けられなくなったという点です。寄附して、例えば楽天のポイントが付いていたのが、付けられなくなったという、そこが変わりました。それであの駆け込みの寄附がかなり増えたという。今年変わった変更点はそこにあります。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 98 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）政策企画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 98 号政策企画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 106 号住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 106 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第 126 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって議第 126 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第 128 号字の区域及びその名称の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって議第 128 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、政策企画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）10 時 56 分

（再開）10 時 56 分

○三重委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第 98 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）財政課関係部分について当局から説明願います。

○河野財政課長

議第 98 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）財政課関係部分について御説明申し上げます。それでは予算書の 16 ページをお願いいたします。

別府市財政調整基金繰入金の追加額 8 億 3,079 万 3,000 円でございますが、これは今回の一般会計補正予算（第 4 号）における財源調整のため、財政調整基金からの繰入金を増額するものでございます。

次に、17 ページをお願いいたします。競輪事業収入の追加額 3 億 3,000 万円でございます。これは競輪事業の売上増加に伴い、競輪事業収入を追加するものでございます。これによりまして、令和 7 年度の競輪事業収入は合計で 6 億 3,000 万円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。20 ページをお願いいたします。

1020 基金積立金の追加額 2 億 9,183 万 9,000 円でございますが、まず、湯のまち別府ふ

るさと応援基金積立金1億9,183万9,000円でございますが、これは歳入予算に計上しております湯のまち別府ふるさと応援基金の追加額を湯のまち別府ふるさと応援基金に積み立てるものでございます。

次のべっぴ未来共創基金積立金1億円でございますが、これは歳入で御説明申し上げました競輪事業収入の追加額3億3,000万円のうち1億円をべっぴ未来共創基金に積み立てるものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。0163基金積立金の追加額2億3,000万円でございます。これは競輪事業収入を活用して実施します給食費保護者負担軽減事業の令和8年度分の財源としまして、競輪事業収入の追加額3億3,000万円のうち2億3,000万円を別府市財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上、財政課関係部分について御説明をさせていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますのでこれより採決を行います。

お諮りいたします。

議第98号令和7年度別府市一般会計補正予算(第4号)財政課関係部分について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって議第98号財政課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 11時00分

(再開) 11時00分

○三重委員長

再開いたします。

最後に、選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。

議第103号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について、当局から説明願います。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

選挙管理委員会の若杉でございます。

議第103号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について、その内容を御説明いたします。

議案書の1ページ、2ページでございます。選挙における選挙運動費用の公費経費の限度

額に関しまして、この2つの条例が一部準用しております公職選挙法施行令の一部改正が令和7年6月4日に公布、施行されております。

今回の改正は、最近における物価の変動等に鑑みて、選挙等の円滑な執行を図ることを目的として、公職選挙法施行令の一部を改正するものであり、この改正趣旨に準じて、本条例の関係部分の改正を行おうとするものでございます。

具体的には、別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条中、選挙運動用ポスター1枚あたりの印刷費541円31銭を586円88銭に改定しようとするものでございます。

続きまして、別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第4条及び第5条中、選挙運動用ビラの1枚あたりの作成単価の限度額7円73銭を8円38銭に改定しようとするものでございます。

資料を御覧いただきたいと思えます。令和5年の公費負担の利用者を参考といたしまして増額分を算定しております。なお、金額等につきましては概数でございますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

初めに選挙運動用ポスターについてでございます。令和5年実績では、市長選挙候補者が2人、市議会議員選挙候補者が33人の利用がございました。ポスター1枚あたりの単価を下記の計算式に当てはめると、改正案では候補者1人あたり1万1,610円の増額となり、全体で40万6,350円の増額となります。なお、令和5年の公費負担総額は、1,285万4,052円でございます。

次に、選挙運動用ビラについてでございます。令和5年実績では、市長選挙候補者が1人、市議会議員選挙候補者26人の利用がございました。ビラ1枚あたりの単価を下記の計算式に当てはめると、改正案では市長選挙候補者1人あたりが1万400円の増額、市議会議員選挙の候補者1人あたりについては、2,600円の増額となり、全体で7万8,000円の増額となります。なお、令和5年の公費負担の総額は90万185円でございます。

簡単ではございますが、以上が選挙管理委員会事務局の条例の一部改正についての概要でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○日名子委員

物価高騰で今回、金額の改正になっていると思いますが、公費負担は、前々回からのスタートのものが多かったと思いますが、過去に遡って公費負担の増額というのは何回か行われているのですか。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

先ほど申しました準用します公職選挙法の施行令というのが、おおよそ参議院の選挙のタイミングで見直されておまして、こちら平成17年に条例が施行されました。この施行令が変わる都度、見直しというのは行われています。ですから前回令和4年だったかと思いますが、そのときに改正をしております。

○日名子委員

資料のポスターが、市議会議員候補者 33 人でしたが、ビラは 26 名が作って、公費負担を申請したことです。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

はい、おっしゃるとおりで、26 名の方が申請をされたということです。

○重松委員

公費負担というのは、ビラとポスター以外にありますか。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

公費負担の条例で定められておりますのは、ビラ、ポスター以外に、選挙運動用自動車、いわゆる選挙カーへの運用に関する部分ですね。車、それから運転手、ガソリン代に係る部分、これを一括で契約する場合と個別に契約する場合とございますが、それもございます。あとこの条例ではないのですが、例えば選挙運動用のはがきの発送に対する郵送費の公費負担等もございます。

○重松委員

じゃあ、そういうものに関しては、今回こういった増額というのが改定はされていないということですね。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

今回は、選挙運動自動車に関しては公職選挙法の施行令が改正されておられませんので、こちらは改正ございません。郵便のほうについてはもちろん郵送代でございますので、はがき代が上がればそれに応じた額にはなります。

○山本委員

今回、86 銭と。これ通用するのか。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

銭という形になっておりますが、こちらは金額の根拠となるのは、いわゆる施行令で政令のほうで定められておりますので、1 枚あたりこの額になるということで国のほうで算定をした結果ということになります。

○山本委員

これ小学生に行っても分からない。この銭は何かってなる。

○若杉選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

委員さんおっしゃるとおり、銭という言葉は今なかなか出てこないと思いますが、実際、表だってお見せするときは 7. 何円というような書きぶりになると思います。

○三重委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 103 号別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって議第 103 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって委員長報告及び会議録の作成につきましては委員長に一任していただきます。

これをもちまして総務企画消防委員会を閉会いたします。

○閉議：11 時 11 分